

新潟市民病院医療機器選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 医療機器の購入及びリースに際して、適切な機種選定が行われるよう審議するため、新潟市民病院に医療機器選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「医療機器」とは、医師が患者の検査及び治療に使用する機器で、購入あるいはリースを問わず、本体見積価格が2,000万円以上のものをいう。

(組織)

第3条 委員会は副院長、事務局長、総務課長、看護部職員(1名)をもって構成する。

2 委員長は、病院長が指名する副院長があたり、委員会を主宰する。

3 委員長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は必要に応じて開催する。

(所掌事務)

第5条 委員会は次に掲げる業務を行う。

(1) 医療機器の購入及びリースに際して、機器の価格、性能、仕様等について適切な機種を選定する。

(2) 委員会は、必要に応じて、医療機器のメーカー等の担当者を招致して、説明会等を開催する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は総務課用度係があたる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日改定)

この要綱は、平成19年10月1日より施行する。

改定履歴

平成19年10月1日改定

第1条：「(以下「委員会」という。)」の文言を追加。

第2条：「本体価格」を「本体見積価格」に変更。

条文文末に記述してあった「(使用形態が、購入あるいはリースを問わない。)」の文言を削除し「本体見積価格」の前に「購入あるいはリースを問わず、」として挿入。

第3条：「事務局次長」を「総務課長」に変更。

第5条：第1号中、「最も適切な機種」を「適切な機種」に変更。

第6条：「総務課施設用度係」を「総務課用度係」に変更。